令和２年（ワ）第３２２３２号　国家賠償請求事件
原告　株式会社Bot　Express
被告　国

求釈明申立書

令和３年５月２７日

東京地方裁判所　民事第４４部甲合議２Ａ係　御中

原告訴訟代理人弁護士　水　野　泰　孝

同　加　藤　由利子

頭書事件につき，原告は，被告作成の令和３年５月１７日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）に対して反論するに先立ち，以下のとおり，求釈明の申立てを行います。

１　本件事件において，原告は，「本通知の発出以降，それ以前に本サービスの導入を検討していた行政機関等においても，本通知の存在を理由にして本サービスを導入することが見送られている。また，本通知の存在により，各自治体は本サービスを導入するとの判断ができない状況にある。総務省は，各自治体からの照会に対し，電子署名によらない方法でのオンラインによる住民票の写しの交付請求は認められないとの回答に終始しているとのことでもある。本通知により，原告が市町村に対して本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じているのである。」（訴状２９頁下から６行目から３０頁１行目）として，本通知の発出により，原告が市町村に対して本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていると主張するものです。

２　これに対し，被告は，被告準備書面(1)において，「（もっとも，）上記「技術的助言」を受けた普通地方公共団体は，当該助言に従って事務を処理すべき法律上の義務を負うものではない。また，「技術的助言」は，「勧告」がなされる場合とも異なり，法律上の尊重義務

を負うものでもない（前掲逐条地方自治法（第８次改訂版）１１０９ページ）。そして，地自法２４７条３項は，普通地方公共団体が「技術的な助言」に従わなかったとしても，不利益な取扱いをすることを禁止しているところである（最高裁令和２年６月３０日第三小法廷判決・裁判所時報１７４７号１頁（以下「令和２年最高裁判決」という。）参照）」（５０頁９行目から同頁１６行目）として，各市町村は，本通知に従う法的義務を負わず，本通知について法律上の尊重義務もなく，これに従わなかったとしても不利益な取扱いはなされない旨を主張しています。

原告としても，本通知の法的性質（理論面）からみれば，被告の上記主張は誤りではないと認識していますが，原告が問題にしているのは本通知の事実上の意味合いであって，被告の主張は，必ずしも原告の主張に対する反論にはなっていないものと思料します。

３　本通知の事実上の意味合いに関して，被告は，「総務省が，各自治体から，オンラインによる住民票の写しの交付請求の方法について照会を受ければ，本件通知に沿った回答をすることになるという限度で認める。」（被告準備書面⑴・１６頁１行目から同頁３行目）と述べています。

また，被告においても，渋谷区において本サービスが開始された後，総務省が渋谷区側に対して面会を求め，令和２年７月１７日総務省自治行政局長等が渋谷区長と面会し，本通知の趣旨を説明するなどしていることを認めています（被告準備書面⑴・２０頁６行目から同頁１１行目）。

４　以上のことからわかることは，被告は，法律上の建前論としては市町村には本通知に従う義務はないといいながら，他方で，事実上これに従わせる意図をもって市町村に対して積極的に働き掛けているように見えることです。

そこで，原告は，被告の主張に対して反論をするに先立ち，被告に対して，別紙「釈明事項」記載の３点について回答するよう求めます。被告において，真に市町村には本通知に従う義務はないと認識しておりそれを踏まえた対応を取るということであれば，容易にご回答いただくことができる事項であると思料します。

以　上

別紙

釈明事項

① 被告も指摘するとおり，地方自治法２４７条３項は，「技術的な助言」に従わなかったことを理由に，不利益な取扱いをすることを禁止する旨を定めています。被告は，各市町村が本サービスを導入するとの判断をしたとしても，法的にも，事実上も，このことをもって当該市町村について不利益な取扱いは一切しないという理解でよいですか。明示的にご回答ください。

② 被告は，各市町村から本サービスについて照会を受ければ本通知に沿った回答をする旨を述べています。被告は，各市町村から照会がなければ，被告から各市町村に対して照会をしたり，これを取りやめるよう求めるよう働き掛けたりはしないという理解でよいですか。照会及び働き掛けそれぞれについて，明示的にご回答ください。

③ 市町村が，本通知を一つの参考にしつつも，自らの判断で本サービスを提供すると判断した場合（本サービスが適法かつ安全であり，住民サービスに資すると判断した場合），各自治体の責任においてこれを導入することは許されるという理解でよいですか。明示的にご回答ください。